

令和3年1月17日

法人グループ従業員 各位

北アルプスの風法人グループ
理事長 神谷典成



新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン第12報（指示）

従業員の皆様、日々新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めつつ業務にあたっていただきありがとうございます。また、感染症が完全に収束をしていない中、大きな不安を感じながらも丁寧にご利用者様への支援をしていただきありがとうございます。

さて、オミクロン株の流行、年末年始の人出、この時期は気温の低下により換気が不十分になりがちになることなどが重なり、第6波といえる感染拡大が起こっております。

このため、長野県は全県で感染警戒レベルを4以上に引き上げ、県民及び事業者、長野県に来訪される方たちに対して、感染症予防に向けた注意喚起を行っています。加えて、まだまだ感染が徐々に広がっており、十分な注意が必要です。

今回の感染拡大では、今まで以上の広がりを見せているため、各施設・事業所運営に影響が出てくる可能性が懸念されます。そこで、この第12報では、ご家族等に濃厚接触者が出た、もしくは職員が濃厚接触者となってしまった場合を考慮して改訂を行いましたので、職員の皆様に周知して頂ければと思います。待機期間なども、エッセンシャルワーカーと呼ばれる私たちは短くなっておりますので、ご理解をお願い致します。

ご利用者様や従業員の安全に十分に留意し、引き続きサービスの提供を行っていくことは変わりありません。また、引き続き他都道府県への往来について慎重な行動をするよう要請していることは変わりありません。そのうえで、このガイドラインを参考に事業所に合ったかたちで引き続き対応をしていただければと思います。なお本ガイドラインは国や県の方針や対応、近隣病院の対応を参考に策定しています。今後の国や県の発表によって必要と判断した際には、ガイドラインの変更を行っていきます。

特に【別紙3】に示されているガイドラインは、重症リスクの高い方にサービスを提供するものとして、自分が感染者にならない、濃厚接触者にならないよう気を付けて生活していることが前提となります。

なお、不明な点等があれば、各管理者を通して相談してください。

以上

【別紙 1】

新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（外部）

【デイサービス等外部利用者への対応】

- 1、デイサービスなど外部からのご利用者に対しては、別紙 2 にある「新型コロナウイルス感染症に対するデイサービスの取り組み内容について」に準じた対応を継続する。またご本人・ご家族等が、県外との往來をされた際にはご連絡を頂くこととする。

【来訪者（ケアマネジャー・業者等）対応】

- 2、外部から出入りする方（ケアマネジャー・業者等）に対しては、マスク着用・アルコール等での消毒を必須とし、玄関などの限られた場所で対応可能な事項（荷物の受け渡しなど）は玄関で対応し、立ち入りはできるだけ避ける。立ち入りが必要な際は検温と体調の確認を行い、体温 37.5℃以上もしくは諸症状がないことを確認する。また、10 日以内に県外へ出張などでいかれた方の立ち入りはお断りする。

【面会・面談について】

- 3、面会に関しては、ご家族のみとする。基本的に対面での面会は許可されるが、3密を避けるために玄関ロビーや会議室等の十分に換気が行える部屋（空間）で行い、面会されるご家族は最少人数（1-2 人）、1 利用者ごとの面会、正面に座らない、十分な距離をとる、接触はしない（手を握るなど）、面会時間は 20 分程度を限度にする、アクリル製の衝立を間に設置するなどの対応をする。前述した対応をすべて行うことが困難な施設・事業所は可能な範囲で対応する。
- 4、当該地域の感染状況が深刻な状況になった際には対面面会・面談を禁止し、代わりにガラス越し（自動ドア越しなど）の面会、もしくはオンラインを利用した間接的な面会を行えるよう準備する。また、10 日以内に県外の往來があった方、または同居ご家族がそれにあたる場合もこれに準ずる。
- 5、面会を希望されるご家族には 2 と同様に検温と体調の確認を行い、体温 37.5℃以上もしくは諸症状があればお断りする。
- 6、ケアマネジャーの面談に関しては、管理者が必要と判断したときに限り、3 に準じて面談を行ってもらうこととする。
- 7、担当者会議に関しては、施設外で安全に行える環境があれば、そこで実施することを優先する。施設外での実施が困難であり、施設内で 3 密を避ける環境が作れば、施設内での担当者会議を行うこととする。

8、その他、面会を実施する場合は以下の点に留意する。

- ・面会を実施する部屋には、室内用小型オゾン除菌消臭器（ビーナスミニ）を使用すること（強で使用すると40畳カバーできる）
- ・面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的に疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと
- ・**対面面会は利用者・ご家族双方がワクチン接種済か検査の陰性結果を提示して頂くこと**
- ・感染者との濃厚接触者でないこと
- ・同居家族や身近な方に発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
- ・過去10日以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
- ・過去10日以内に発熱等の症状がないこと
- ・過去10日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと
- ・面会者の手指や飛沫等が利用者・入居者の目、鼻、口に触れないように配慮すること
- ・面会場所での飲食は控え、マスク着用での会話とすること
- ・面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ、トイレ等の清掃又は消毒を行うこと
- ・また、面会者が面会后、一定期間（少なくとも2日）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼すること。

9、ご利用者との外出をする場合は、以下の点に留意する。

- ・当該地域の感染状況が深刻な状況になった際には外出を禁止する
- ・外出先は、屋外か換気が十分にされている広い空間であり、感染対策が十分に行われている場所であること
- ・外出前後のご利用者と職員の手指消毒を十分に行うこと
- ・外出前後の送迎車の消毒を十分に行うこと
- ・外出先でご利用者・職員施設外の方との接触が無く、施設外の方とは十分に距離（ソーシャルディスタンス）をとること
- ・外出先での食事は控え、常にマスクを着用すること
- ・入居施設においては、同じユニットに入居されている方同士で送迎車に乗車すること
- ・基本的には家族の同行は認めない（どうしても同行が必要と管理者が判断した場合は8にある留意点を守ること、または外出を見送ること）

【別紙 2】

新型コロナウイルス感染症に対するデイサービスの取り組み内容について

- 1、ご利用者様は、デイサービスご予約の朝に必ずご自宅で検温を行い、体調の確認を行うようお願いする。風邪のような症状や味覚・嗅覚の異常、体温 37.5℃以上ある時はデイサービスをお休みしていただくようにする。また、施設の入り口にて検温を職員が行い、発熱や症状が認められた際には、ご自宅にてご静養され経過観察を行うようお願いする。
- 2、ご家族や同一居住者に風邪症状や発熱がある時には必ずご連絡いただく。状況に応じてデイサービスをお休みして頂くことがある。
- 3、当面の間は、ご利用者様および職員全員がマスクを着用する。送迎時や施設内では基本的にはマスクを着用して過ごして頂く。体操時やお仲間とおしゃべりをされる時もマスク着用をお願いする。
- 4、お茶やお食事前には石鹸での手洗いをしっかりと行う。手指消毒用アルコールを用意して使用する。また、その際の会話はできるだけマスク着用をお願いする。
- 5、施設での入浴環境は、それほど広くない空間で 5-6 人の密接した状況に、どうしてもなってしまう。このような状況下での入浴は控えたいというご希望があれば、連絡帳に記載していただくか、送迎職員が伺っておく。
- 6、施設では、24 時間換気システムに加え、30 分～1 時間ごとの換気、手すり等の方々が触れる箇所の定期的な消毒・清掃を行います。
- 7、同居ご家族様が県外への出張や、ご親族様のもとなどへお出かけされたときはその旨を当該施設までお知らせいただく。また、同居されていないお子様などご親族様が一時帰省しご自宅へ滞在される予定があるとき、あるいはされたときもその旨を当該施設までお知らせいただく。

状況によっては、安全を最優先するため、10 日間ほどデイサービスのお休みをお願いする場合があります。ただし、ご本人もご家族もワクチンを接種している場合は、お休みすることなくご利用して頂く。その際、管理者は接種証明書の確認を行うものとする。

【別紙 3】

新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（職員）

- 1、業務にあたる前にご自宅または職場についた直後に検温を行い、管理者に体調の報告を行う。風邪のような症状や味覚・嗅覚の異常、体温 37.5℃以上ある時は管理者に報告したうえで出勤しないこと。また、勤務中に体調不良を感じたときも検温を行い、発熱や症状が見られれば、早退すること。症状が改善傾向となるまでは同様の取り扱いとする。また、状況によっては検査キットにて検査を受けること。このような状況が解消しても、管理者は当該職員の健康状態に留意すること。
- 2、ご家族や同一居住者が濃厚接触者となったときは必ず管理者に連絡し、職員が濃厚接触者とならなければ、検査して陰性であることを条件に勤務可能とする。その際は家庭内であってもマスクをする、接触を控えるなどの感染防止対策を徹底すること。
また、ご家族や同一居住者に風邪症状や発熱がある時には必ず管理者に連絡すること。
- 3、自分が濃厚接触者となったときは、濃厚接触をしたとされる直近の日から 6 日間は出勤を控え、6 日目に検査をすること。その検査で陰性を確認後出勤することとする。（濃厚接触者かどうかは保健所が判断します）
- 4、利用者および職員全員がマスクを着用すること。休憩中、食事の際はなどはマスクを外しても良いが、そのとき極力会話は行わないこと。食事が済んだ後は速やかにマスクを着用する。その他、咳エチケットや手洗い、消毒用アルコールを使った消毒により、感染経路を断つよう努めること。
- 5、入浴環境は、せまい空間で密接した状況にどうしてもなってしまうため、状況に応じて極力数ない人数で業務にあたり、換気を十分に行うこと。利用者はマスクをするわけにはいかないなので、できるだけ短時間の入浴を心掛ける。その際、入浴時間が短くなることを十分に説明すること。短時間であれば職員も適宜マスクを外し、体調管理に努めること。マスクを外した際は会話をしないこと。
- 6、当法人グループの施設では、24 時間換気システムではあるが、30 分～1 時間ごとの換気、手すり等の多くの方々が触れる箇所の定期的な消毒・清掃を行うこと。
- 7、ご利用者は重症リスクが高いということを十分に理解し、職員は県外との往来は避けること。そういった地域への訪問が必要なときは、事前に管理者へ必ず県外移

動届を提出すること。

- 8、同居ご家族様が、県外への出張や、ご親族様のもとなどへお出かけされたときは事前に管理者へ必ず県外移動届を提出すること。また、同居されていないお子様などご親族様が県外から一時帰省しご自宅へ滞在される予定があるとき、事前に管理者へ必ず県外移動届を提出すること。

状況によっては、厳格に3密を避けた状況下での業務にあたるなどの対応をする。

- 9、職員または同居ご家族が、県外から帰ってきた際、必ず法人が用意した検査キット、もしくは自分で手配した検査キットにて検査を受けること。その際の費用は自己負担とする（法人の検査キット費用は3,000円程度）。
また、同居されていないお子様などご親族様が県外から一時帰省しご自宅へ滞在される予定があるときも同様とする。

- 10、スマートフォンを持っている職員は、厚生労働省が配信している新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のインストールをできるだけ行うこと。これは、自分が陽性と登録された人と「1m以内、15分以上接触した」場合に知らせてくれるアプリです。そのような通知があった場合は管理者と相談し、場合によっては出勤を控えるようにしてください。下記のQRコードよりダウンロードできます。

iPhone 用



android 用



ご家族にも自分が重症リスクの高い方と接していることをご理解頂き、協力していただけるよう行動をお願いします。

職員の方の「出勤を控える」事態が起きれば、業務に支障が出ることが必至です。「出勤を控える」事態にならないよう、職員自ら責任のある行動、生活管理の徹底をお願いします。

「出勤を控える」ことで十分なサービス提供ができなければ、結果的にご利用者の不利益につながります。医療従事者と同じくらい福祉の仕事も社会的に責任ある業種で

す。